

質問回答

NO.	質問	回答
1	ワシントン条約の第34回動物委員会及び第81回常設委員会、並びにラムサール条約の第67回常設委員会はいずれもスイスで開催されるため、日本から有識者を派遣する場合、飛行時間が12時間を超えるフライトを利用させていただく必要があります。 有識者にこのようなフライトを利用いただく場合、国家公務員等の旅費に関する法律施行令第7条（航空賃）第2項のどの号に該当するものとして考えればよいでしょうか。 （※ 国家公務員等の旅費に関する法律施行令第7条（航空賃）及び第12条（特定航空移動等）抜粋を次ページに別添します。）	当該有識者が該当する級については、都度、環境省職員と相談の上で決定する。その結果、当該専門家が「指定職職員等及び職務の級が七級以上の者が移動するとき並びに職務の級が六級又は五級の者」に該当する場合は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令第7条第2項第3号を適用する。 なお、派遣する専門家について、現状では職務の級が四級以下（大学助教級）を想定している。